

令和三年四月二日受領
答弁第八三号

内閣衆質二〇四第八三号

令和三年四月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員松原仁君提出米国制裁対象の中国共産党幹部等の上陸拒否に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員松原仁君提出米国制裁対象の中国共産党幹部等の上陸拒否に関する質問に対する答弁書

御指摘の「米国の制裁対象者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、ある外国人が入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五条第一項第十四号に定める「法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるとする相当の理由がある者」に該当するか否かについては、個別具体の事情に即して判断する必要があるものと考えている。